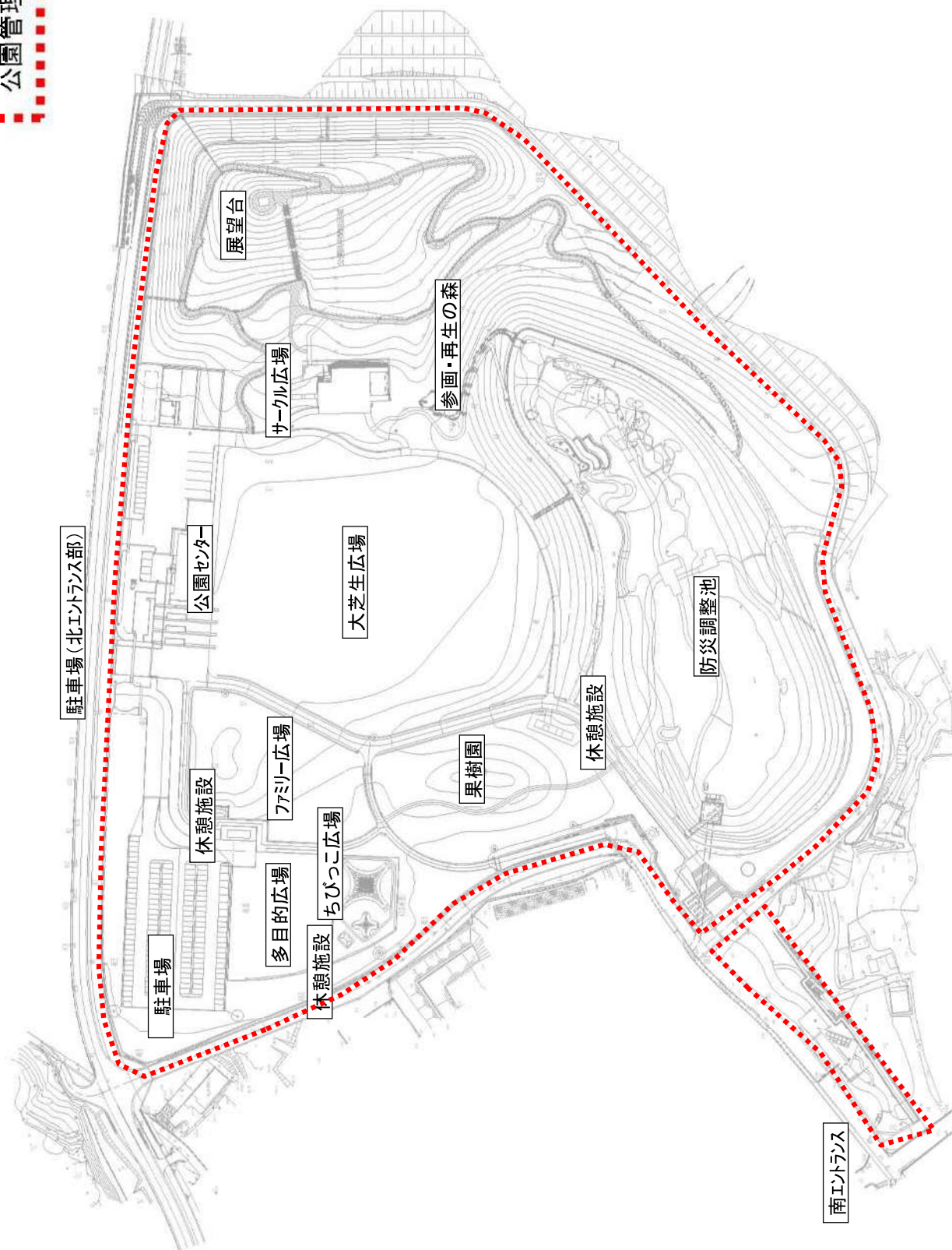
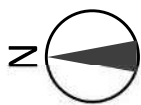


木津川運動公園

公園管理区域を示す



木津川運動公園 施設概要

施設名	面積等	施設の概要	備考
大芝生広場	19,000㎡	芝生地、手洗い場	
ファミリー広場	4,800㎡	草地	
多目的広場	2,900㎡	真砂土舗装広場	
ちびっこ広場	1,300㎡	草地、真砂土舗装、大型遊具(ザイルクライミング)、縁台、水飲み台等	
サークル広場	1,100㎡	広場舗装、シェルター(約86㎡×2棟)、手足洗い場等	
果樹園	6,200 ㎡	園路、果樹植栽等	
南エントランス	3,200 ㎡	デッキ、パーゴラ、ベンチ、柵、植栽等	
参画・再生の森	35,000 ㎡	園路、四阿、苗木植栽等	
防災調節池	21,000 ㎡	修景池、園路、八つ橋、デッキ、四阿、棚田、草地、苗木植栽等	
休憩施設	3 棟	ファミリー広場内(約19㎡)、ちびっこ広場内(約19㎡)、防災調節池北西(約19㎡)	延べ床面積
展望台	1 棟	参画・再生の森内(約41㎡)	延べ床面積
駐車場	3,900 ㎡	一般用151台、障がい者用7台	
駐車場（北エントランス部）	3,500 ㎡	障がい者用4台、管理用13台、大型バス用5台、駐輪場60台	
便所	3 箇所	管理棟内(約58㎡)、修景池北西(約40㎡)、駐車場沿い(約40㎡)	延べ床面積
公園センター	480 ㎡	事務室、ホール、会議室、休養室、シャワー室(更衣室、授乳室)、トイレ等	延べ床面積
バックヤード	1,300 ㎡	倉庫棟 1 (約79㎡)、倉庫棟 2 (約46㎡)、作業棟(約120㎡)	倉庫棟、作業棟は延べ床面積
その他	24,000 ㎡	上記以外の公園施設、広場、園路、植栽地、手洗い場等	

2025年度 自主事業実施結果一覧

事業名		実施日	参加者(延べ)	参加費	実施回数	開催頻度	備 考
			(人)	(円)	(回)		
自主事業	A 子ども・親子対象事業						
	里山KIDSクラブ	年間合計	40	80000	9	月1回(8月9月12月1月除く)	親子一組年64,000円(途中参加可能)。入会金3,000円、体験1回一人4,000円、参加費は収支差額
	生きものみつけ	年間合計	38	64000	11	月1回(8月除く)	年22,000円(途中参加可能)、入会金3,000円、体験1回2,000円、参加費は収支差額
	はらっぱおえかき	年間合計	232	33600	6	年数6回	保護者同伴、子ども1人300円
	キャンプ	年間合計	0	0	0	不定期	
	その他	年間合計	131	0	24	平日	のびのびボール遊び219人(令和8年3月末まで試用期間のため計上せず)
	合計(A)		441	177,600			
	B 一般対象イベント						
	はじめよう！ノルディックウォーキング	年間合計	7	1800	5	月1回(夏季・冬季除く)	1人300円、ボールレンタル1組200円
	こま風を作って遊ぼう！！	年間合計	62	17400	6	冬季	凧1枚600円
	飛ばせ！ペットボトルロケット	年間合計	289	88200	8	夏季	1基600円
	ペットボトルロケット発射会	年間合計	19	2700	8	夏季	1基600円
	季節的な主催自主事業	年間合計	52782	20100	14	随時	はらっぱプラス、セタスライランタン祭り、おかやぎサマーフェスタ、宇治茶・山城ごちそうフェスタ、城陽秋花火大会、紅月灯籠夜、熱気球フェスタ、新春風揚げの日、JOYO五里五里RUN、バルーンフェスタ、城陽グラウンドゴルフ大会、収入はパートナー事業の協力金等でも計上
	いきなりライブ	年間合計	176	0	4	不定期	ミニコンサートなど
	里山体験	年間合計	7	0	2	不定期	シイタケの収穫と菌打ち
	森の養成講座	年間合計	37	0	3	不定期	CSR、植樹
	果樹関係	年間合計	66	0	10	不定期	桃の袋掛け、摘果、収穫など
	物づくり体験	年間合計	30	5100	1	不定期	しめ縄づくり
	バーベキューナイト	年間合計	16	0	3	不定期	
	火起こし体験	年間合計	3	0	1	不定期	たき火と焼き芋体験
	その他	年間合計	0	0	0	不定期	
	合計(B)		53,494	135,300			
	C 物販、貸出、パートナー関係						
	物品販売	なし	-	55070	-	随時	凧など
	物品貸出	なし	-	69900	-	随時	音響機材、テント、長机、パイプ椅子など
	自動販売機	-		782167	0		
	オープンデー事業	年間合計	688	0	59	週1回	月1回会議
	パートナー事業	年間合計	0	5395724	0		登録料、協力金
	はらっぱ太極拳	年間合計	253	72900	24	月2回	1人1回300円、初回無料
	楽しもう大正琴	年間合計	298	59600	24	月2回	1人1回200円
	かんたん絵画教室	年間合計	165	33000	12	月1回	高校生以上対象。1人1回200円
	はらっぱ星空観望会	年間合計	141	14400	9	月1回	曇天中止 中学生以上200円、小学生100円、幼児以下無料
	大空へ紙飛行機を飛ばそう！	年間合計	122	11000	5	不定期	定期イベントと、突発の不定期イベント 定期イベントは1人200円
	ごりごり紙ヒコークラブ	年間合計	3854	0	270	毎日	雨天中止、月1回会議
	その他	年間合計	0	0	0		
	合計(C)		5,521	6,493,761			
	合計(A) + (B) + (C)			59,456	6,806,661		

事業名		実施日	台数	参加費	実施回数	開催頻度	備 考
			(台)	(円)	(回)		
自主	C 物販、貸出、パートナー関係						
	キッチンカー出店	なし	20	-	20	不定期	夏季・冬季は中止

木津川運動公園における保険加入状況

番号	保険名称	保険の内容	補償額	保険契約者
1	スポーツファシリティーズ保険制度	社会体育施設において発生した対人・対物・傷害事故により施設の所有・管理者が支払う法律上の損害賠償金・各種費用及び見舞金を保険で補てんする。 保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊した場合に、法律上の損害賠償責任に基づき被保険者が負担する損害を補償する。 保険期間 令和7年4月1日午後4時から 令和8年4月1日午後4時まで	対人1名1億円/1事故2億円 対物1事故1億円	(公財)日本スポーツ施設協会
2	日本アウトドアネットワーク野外活動総合保険	自然体験活動における災害総合保障制度 1 保障の対象になる範囲 ○団体が主催する全ての一般参加者が対象 ○現地へ向かう往復途上の事故及び合宿中の宿泊先の事故を含む。 2 補償内容 ○傷害保険 参加者が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをした、または死亡した場合支払。 ○賠償保険 主催者の管理の不備、監督不行き届き、設営のミス等により参加者やその他の第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったときに支払。 保険期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日	傷害保険 通院日額 3,000 円入院日額 5,000 円 対人1名1億円/1事故3億円 対物1事故1千万円	A I G 損害保険(株)

施設維持・管理業務

- ① 木津川運動公園維持管理業務仕様書
- ② 木津川運動公園自然再生と府民参画による公園づくり及び利活用促進業務仕様書
- ③ 特定外来生物防除業務等
- ④ 府立都市公園等におけるツキノワグマ対策実施基準（案）

この施設維持・管理業務に記載の内容は、公園の安全で快適な利用を確保するために必要な管理内容・数量の目安を示したものです。

応募に際しては、各応募者が、公園利用の利便性、快適性、安全性、美観等を考慮して管理業務仕様書の内容を満たすよう、管理内容・数量等を御検討ください。

① 木津川運動公園維持管理業務仕様書

木津川運動公園維持管理業務仕様書

1 維持管理業務（共通事項）

（1）実施業務

維持管理業務の対象となる業務は、資料①、資料②に示す公園区域内の公園施設の維持管理（保守点検、補修修繕を含む）とする。

（2）留意事項

維持管理は、「管理運営における基本的な考え方」に示した自然再生と府民参画という本公園の基本コンセプトを踏まえて柔軟に行うこと。

また、設備等の保守点検業務や植物管理業務等を専門業者等へ委託する場合には、作業内容を掌握するとともに作業の完了確認を的確に行うこと。

2 植物管理

（1）留意事項

植物管理業務は、以下の芝生地管理、草地管理、植栽木管理、苗木植樹木管理、集落果樹林管理の5つの業務を指す。

① 芝生地管理

芝生地とは、芝が張られた広場を指す。大芝生広場19,000㎡の芝生地を指す。

② 草地管理

草地とは、植栽地、苗木植樹エリア周辺、園路沿い、ファミリー広場（4,800㎡）、修景池周辺（16,500㎡）、駐車場周辺及び建物周囲等、草を適切に刈込み、管理する範囲を指す。

③ 植栽木管理

植栽木とは、人為的に植えられた樹木（④の苗木植樹木を除く）を指し、園路沿い、エントランス等に植栽された樹木を指す。

④ 苗木植樹木管理

苗木植樹木とは、府民参画により育成された郷土種の苗木を参画・再生の森、防災調節池周辺、駐車場周辺、南エントランス等に植樹した樹木を指す。

⑤ 集落果樹林管理

集落果樹林のウメ、モモ、カキ、クリ等の果樹を指す。

（2）管理の水準

① 芝生地管理

ア 管理目標

それぞれの芝生地の整備目的及び利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、芝刈り、施肥、エアレーション、目土掛け等、状況に応じた管理を行う。

対象エリア	想定される利用	管理目標
芝生広場 ファミリー広場	軽スポーツや子供の遊びに利用される。	利用頻度に応じた芝生管理を行い快適な状態を保つ。
修景池周辺	水辺での休息、環境学習フィールドなどに利用される。	利用頻度や水辺の生き物の生息に応じた草地管理を行う。

イ 芝生管理における留意事項

- (ア) 芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行う。
- (イ) 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- (ウ) 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- (エ) 芝カス、エアレーションコアなどは速やかに収集し適切に処分する。
- (オ) 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けしたものを使用する。

ウ 管理内容及び頻度の目安

上記アの管理目標を達成するための参考として管理頻度の目安を示す。

- (ア) 芝刈：7～10回／年
- (イ) 芝生地草刈：7回／年
- (ウ) 芝施肥：1回／年（必要に応じて）
- (エ) 芝補植：1回／年（必要に応じて）
- (オ) エアレーション：1回／年
- (カ) 小石除去：随時
- (キ) 目土掛け：1回／年
- (ク) 灌水：随時

② 草地管理

ア 管理目標

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持するため、草を刈り払い、雑草を除去し、刈り跡をきれいに清掃するなど適切に草地管理を行うこと。

特に、府民参画により植樹した苗木は、植樹直後からしばらくの間は十分に生育していないため、生育を促すよう、「森守クラブ城陽」等の意見を踏まえて、適宜苗木周辺の草刈りを実施すること。また、園内の希少な生物や昆虫の持続的な生育環境の保全に配慮する。

イ 草刈りを行う上での留意事項

- (ア) 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、生物保護の観点も考慮しながら刈込むこと。
- (イ) 特に、府民が植樹した苗木周辺の草刈を実施する際は、森守クラブ城陽と苗木の位置を確認の上、適宜実施すること。
- (ウ) 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいるツル性植物もきれいに除去する。
- (エ) 刈草は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

ウ 上記の草地管理の水準を確保するための管理内容及び頻度の目安を示す。

草刈り：6～8回／年

③ 植栽木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・刈り込み、施肥、薬剤散布、灌水等の適切な管理を行う。

ア 高木管理

- (ア) 高木管理は自然樹形を活かす事を基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成を目的と

して行う。

(イ) 高木管理における留意事項

- a 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
- b 道路等、公園内及び周辺交通に対して影響のある樹木又は保安上支障のある樹木等については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
- c 上記 a～b の剪定に関しては、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
- d 剪定枝は、チップ化利用など可能な限り再生資源として活用する。
- e 施肥は樹木の特性に応じ、適切な肥料の種類、方法により施肥を行うこと。

(ロ) 上記の高木管理の目的を達成するための管理内容及び頻度の目安を示す。

- a 高木剪定：随時
- b 高木薬剤散布：病害虫発生時
- c 高木施肥：随時
- d 高木灌水：随時

イ 中低木管理

(ア) 中低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。

また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

(イ) 中低木管理における留意事項

- a 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
- b 機械刈を行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
- c 刈取った枝葉はチップ化利用など可能な限り再生資源として活用する。
- d 施肥は樹木の特性に応じ、適切な肥料の種類、方法により施肥を行うこと。

(ロ) 上記の中低木管理の目的を達成するための管理内容及び頻度の目安を示す。

- a 中低木剪定又は刈り込み：随時
- b 中低木薬剤散布：病害虫発生時
- c 中低木施肥：随時
- d 中低木灌水：随時

ウ 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう注意深く行い、処理状況については、京都府山城北土木事務所に報告すること。

④ 苗木植樹木管理

苗木の植樹エリアでの除草は森守クラブ城陽と協議して実施する。(1～8回/年)

灌水(随時)

また、「森守クラブ城陽」又は京都府等から維持管理に関する提案があった場合は、指定管理者は、相談の上、積極的に協力を行うこと。

⑤ 集落果樹林管理

ウメ、モモ、カキ、クリ等集落果樹林の特性に応じた管理を行うこととする。

ア 集落果樹林の特性に応じた管理内容及び頻度の目安を示す。

- (ア) 剪定：適宜
- (イ) 受粉：適宜
- (ウ) 灌水：適宜
- (エ) 施肥：適宜
- (オ) 追肥：適宜
- (カ) 摘花・摘果：適宜
- (キ) 草刈り：5～8回／年
- (ク) 薬剤散布：病虫害発生時

3 施設管理

(1) 留意事項

- ① 安全面、衛生面、機能面が確保されるよう施設を適切に管理すること。
- ② 日常及び定期的な施設点検と清掃などの保守管理を適切に行うこと。
- ③ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。

(2) 管理の水準

① 屋外清掃

拾い清掃や掃き清掃を適宜組み合わせ、園路や側溝、広場をきれいな状態に保つこと。

② 建物清掃

床、窓ガラス、照明器具等の清掃を適切な方法や頻度で実施し、各施設を適切な状態に維持すること。

トイレやシャワー室については、衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し清潔に保つとともに、詰まり等にはすぐに対処すること。また衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹸等）は、常時使用できるように補充すること。

③ 排水・貯水設備清掃

U字溝、排水枥、浸透枥、汚水枥、貯水槽等の設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。

④ 修景池清掃

水面のゴミや落葉等を網等で随時除去すること。

⑤ 電気設備保守

電気事業法第42条の規定に基づき、受変電設備や各施設変圧器盤などの定期点検を実施すること。（法定点検：1回／月）

⑥ 遊具等点検

日常点検のほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準案」（日本公園施設業協会）に基づき、専門業者による点検を年1回以上行うこと。

⑦ 廃棄物処理

清掃等で発生した廃棄物は分別を行った上、公園内に集積した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係諸規定に準じて適切に処理すること。

⑧ 巡回警備

園内パトロール等必要に応じて、適切な巡回警備を行うこと。

利用者の対応及び非常時の対応を行うこと。（業務従事者は日本赤十字社、消防署等の実施する救急救命訓練を受けた者とし、公園管理に知識等を有していること。）

⑨ その他

その他の施設や設備（都市公園法第5条の設置許可及び第6条の占用許可物件等を除く。）についても、適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。

4 修繕業務

公園内の施設・設備等の破損、損壊、老朽化等した場合の修繕方法の検討、見積書の徴収、修繕の実施及び修繕データを保存する業務。

(1) 応急的な修繕

公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積書の作成を行い、京都府と協議すること。

(2) 計画的修繕

① 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全管理上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、京都府が別途指示する時期に、必要修繕施設・設備名、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等整理し、京都府に計画書を提出すること。

② 京都府は、前記①の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、京都府及び指定管理者は、次の③による区分により、次年度以降に修繕を実施すること。

③ 修繕の実施に当たっては、現地を管理する指定管理者が直接修繕実施する方が効率的であると認められるものについては指定管理者が、その他については京都府が実施することとし、費用負担についてはいずれも京都府が負担する。

(3) その他

修繕を実施した場合は、修繕方法や次回の修繕時期等を検討するためのデータとして蓄積するため、「修繕年月日、修繕施設名、修繕内容、修繕額、修繕理由、修繕業者」を記載した修繕台帳に記帳すること。なお、修繕台帳に記帳の際は、併せて修繕箇所の写真を残すこと。また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については京都府に提出すること。

② 木津川運動公園自然再生と府民参画による公園づくり及び利活用促進業務仕様書

木津川運動公園自然再生と府民参画による公園づくり及び利活用促進業務仕様書

1 経緯・目的

本業務は、木津川運動公園における自然再生を基本コンセプトとする計画・整備や管理運営の検討や森づくりの取り組みに関等の経緯を踏まえ、公園づくりの方向性及び利用の考え方、「府民参画の森づくり」の整備方針、管理運営の基本コンセプト等に基づき、府民参画による公園づくりや利活用を促進するものである。

※ 木津川運動公園における自然再生を基本コンセプトとする計画・整備及び管理運営の検討や府民参画の森づくりの取り組みの経緯

平成 15 年度	「木津川右岸運動公園（仮称）整備計画策定に向けた提言」（平成 16 年 3 月）、により「山砂利採取跡地の自然再生と緑豊かな公園」、「計画から整備、管理運営まで府民参画により府民が育てる公園」という公園づくりの方向性や空間利用の考え方が示される。
平成 17 年度	「木津川右岸運動公園（仮称）整備方針策定に向けた提言」（平成 17 年 8 月）により府民参画による森づくりの整備方針が示される。
平成 18 年度	「森づくりグループ」を募集し、地元の市民団体などを中心に公園内の森づくりに関する具体的な取り組みを開始。 現在も森づくり活動を継続中。（公園開園以降、「森守クラブ城陽」として活動）
平成 19 年度	府民参加による防災調節池の整備や利用に関するワークショップを実施。
平成 20 年度	府民代表、学識者、専門家、行政で構成される木津川右岸運動公園（仮称）管理運営会議を立ち上げ、管理運営の将来像を検討。
平成 21 年度	木津川右岸運動公園（仮称）管理運営会議により、管理運営の基本コンセプトの設定、府民参画をサポートするコーディネーターの設置及び役割の具体化、多様な利用への展開、府民参画の手法などについて検討。
平成 22 年度	木津川右岸運動公園（仮称）管理運営会議により、管理運営の基本コンセプトの設定、府民参画をサポートするコーディネーターの設置及び役割の具体化、多様な利用展開などについて検討。
平成 23 年度	木津川右岸運動公園（仮称）管理運営会議により、府民参画による森づくりや多様な府民参画活動を展開するためのしくみを検討。 府民の活動サポートや行政等との連絡・調整などを行うコーディネーターを試行的に配置。
平成 24 年度以降	木津川右岸運動公園（仮称）管理運営会議において、PDCA サイクルによる多様な府民参画活動を展開するためのしくみ運用方法を検討。 供用開始後の公園の幅広い利用促進を図る上での助言を受けるための新たな組織（利用促進会議（仮称））について検討。

2 自然再生を目指す府民参画による森づくり活動支援業務

府民参画による森づくり活動の継続的な支援を目的とし、以下の業務を行う。

なお、本業務の実施に当たっては必要に応じ、京都府と連携・調整の上、実施すること。

(1) 森守クラブ城陽（資料-1）の活動支援

以下に示すように森守クラブ城陽の活動支援を行う。

① 森守クラブ城陽の事務局

森守クラブ城陽の名簿・連絡網管理、保険加入、資機材の購入管理、活動内容のまとめ、広報（広報紙の発行、HP 更新、メーリングリストによる発信など）などを行う。

② 森守クラブ城陽定例活動のサポート

地域産苗木づくり、植樹、森の手入れ（下草刈り、ツル取り、間伐など）のための諸活動の支援を行う。

<内容>

- 育成状況の観察の支援
- 植樹の支援
- 草刈・堆肥づくりの支援
- 除伐、間伐の支援
- 活動報告の支援
- 森を活用した催しものの開催の支援

(2) 森づくりに関する調査や計画づくりに関する支援

森守クラブ城陽の技術指導や活動支援に関わる調査や計画づくりまた、各種会議への参加及び事務局を担う。

① 植栽実施、森の維持管理計画づくり

参画・再生の森などの植栽地において、森守クラブ城陽等と協議しながら、森づくり関係者、京都府等と連携して植栽実施計画を策定する。

② 植樹木のモニタリング

植樹した樹木のモニタリングを行い、生育状況について記録する。

③ 森守クラブ城陽の運営

植栽計画の整理、維持管理・育成に関する助言、アドバイス、技術的なサポートを行うため、樹木の専門家の意見を聞きながら森づくりをサポートし、その事務局を担うものとする。

<内容>

- 森づくりの全体統括（森づくり関係者からの意見を受け、年度ごとの実施計画の作成など）
 - 森の将来像を実現するための技術的な支援、現場での指導
 - 参画・再生の森等の苗木植栽地において、植樹、苗木の育成、維持管理、植樹計画に関する情報共有
 - 現状の植樹状況（本数、生育状況）、造成、土性改良状況、苗木の本数、モニタリングによる生育状況などについて情報共有、意見交換を行い、植樹計画、苗木育成計画等に反映する
 - 植え方、土壤改良、育成に関して技術的な指導やアドバイスを専門家から受ける
- ### ④ 調整会議と森守クラブ城陽の全体会議の開催、運営
- 森づくりに関する全体方針を決定する場として、森守クラブ城陽会員との協議（概ね2箇月に1回開催：令和7年度7回開催）を行うための事務局を担うものとする。

<内容>

- 活動情報の確認・共有
 - 課題・意見の交換
 - 主要な取組みの企画など
- ### ⑥ 現場運営会議の開催、運営
- 森守クラブ城陽や森づくり関係者と指定管理者の意見交換、連絡調整、また運営調整会議で議論すべき内容の調整等を行う場として、事務局を担うものとする。（月1回開催）

(3) P R イベントなどの実施

「地域産苗木づくり」、「植樹等の森づくり活動」への参加呼びかけを主眼として、P R イベントに取り組む。

<これまで実施したイベント例>

- 城陽市緑化フェスティバル

- 城陽市産業まるち
- どんぐりまつり

3 自然再生に関する環境プログラム等推進業務

森づくり活動をはじめとする自然再生に向けた公園の取組や、山砂利採取の歴史など、公園の様々な資源を活かして、自然再生に取り組む本公園の想いを伝え、広げる環境教育や体験プログラム等を企画・運営するとともに、府民参画による環境教育の場としての公園利用を推進すること。

なお、本業務の実施に当たっては必要に応じ、京都府と連携・調整の上、実施すること。

4 多様な府民参画の推進業務

以下に示すように森づくり以外の府民参画にかかわる各種の取り組みを行うこと。

なお、本業務の実施に当たっては必要に応じ、京都府と連携・調整の上、実施すること。

(1) 多様な府民参画の推進

多様な府民参画活動（資料－２）が行われる公園を目指して、府民参画活動を受け入れるための仕組み等の運用により、企画、試行・実践、評価、改善（PDCAサイクル）を行いながら府民参画の推進に取り組むこと。

(2) 周辺施設と連携した公園の利用促進および府民参画による管理運営

多様な利活用と多様な府民参画を進めるため、本公園周辺のスポーツ・レクリエーション施設、文化・コミュニティ施設、教育・研究施設、企業・農家等と連携した公園の利用促進や府民参画による管理運営に取り組むこと。

(3) 自主事業

利用者が他の利用者や地域の人々との交流が生まれるよう、多様な活動グループと連携し、又は地域の活動イベントを誘致するなど自主事業としての交流プログラムを企画・調整・実施すること。

5 コーディネート業務

指定管理者は、府民参画による公園づくり及び公園利活用に向けて、京都府、城陽市、森づくり関係者、府民等に対する意見調整や情報提供、府民参画活動のサポートを行う。

具体的な役割（例）

<ソフト>

- ・ 京都府との調整：事業計画案、森づくりと公園づくりの調整
- ・ 城陽市との調整：市行事との調整、みどりのまちづくりプラン、どんぐりやまプロジェクトとの調整
- ・ 府民参画の仕組みの運用：森づくり及び森づくり以外の府民参画の仕組みの運用
- ・ 地域団体等の調整：地元自治会等との調整
- ・ 学校等教育機関との調整：教育委員会との調整、各学校への環境教育体制の確立サポート（城陽市等）
- ・ 企業との調整：CSRの支援、協働の確立
- ・ 福祉施設との調整：園芸療法・癒し等の目的での参画体制の確立、活動・活躍の場支援
- ・ 研究者との調整：調査研究体制の確立サポート
- ・ NPO（環境・福祉）や学生グループとの連携：学習体制、環境教育への支援
- ・ 公園のPR：府民参画の趣旨をPR

<ハード>

- ・ 苗の供給システムの構築：種子採取、山取りの苗木の確保
- ・ 植栽手法、方法の確立：森守クラブ城陽との連携

6 府民参画に関する広報・PR資料作成業務

メーリングリスト、SNS、広報紙、ホームページ等により、府民参加に関する公園の広報・PRに取り組むこと。

森守クラブ城陽の概要

1 目的と経過

公園内における「再生の森づくり」について、府民に広く参画いただき、具体的な取り組み内容の検討から森づくりに係る活動まで、府民とともに実施し、府民との協働による公園づくりに発展、展開していくため、京都府が平成１８年８月からメンバーの募集を開始した。

2 主な活動内容

- (1)地域産の苗木づくり
- (2)公園での植樹活動
- (3)苗木の育て親になっている小学校等の活動支援
- (4)園内森林の維持管理、育成活動
- (5)その他公園で自然を再生する取り組みへの協力

3 組織体制（令和７年４月現在）

- (1)代 表：１名
- (2)副代表：２名
- (3)分担
 - ① 植樹計画担当
 - ② 圃場管理、苗木の育成と計画担当
 - ③ 植樹資材、道具類の管理担当
 - ④ 植樹後の手入れ、利活用計画担当
 - ⑤ 広報活動担当
 - ⑥ 圃場灌水管理担当
- (4)登録者：約３０名

4 活動状況（令和７年４月現在）

- (1)定例活動
毎月第１日曜日、第２土曜日、第３金曜日、第４水曜日の１０時～１２時（時間帯は季節によって変動あり）
- (2)運営調整会議（全体会議）
偶数月の第４水曜日の１０時～１２時（年間６回程度）
- (3)現場運営会議
月１回活動日のどこかで１０時～１０時３０分（時間帯は季節によって変動あり）
- (5)その他
総会、イベントへの参画など

※ 協力団体（令和７年４月現在）：７団体

多様な府民参画活動のイメージ（参考）

ゾーンごとの利活用の方針と、これまでの具体的な主な利用例

自然再生の森ゾーン

【利用・管理運営方針】自然再生活動を通じて、府民が自然の魅力を体験できる場とする。

【利用の実際】植樹活動、植樹体験プログラム、環境保護保全イベント、クラフト教室、生きものの観察会、学術研究（生態調査）等

水辺ふれあいゾーン

【利用・管理運営方針】緑と水をテーマに自然体験型の活動を行う。

【利用イメージ】水遊び、動植物の観察会、子どもの自然体験学習、水辺の植物観賞、バードウォッチング、米の栽培や収穫イベント等

パークセンターゾーン

【利用・管理運営方針】府民の活動、人材育成の拠点とする。展示や室内作業を伴う活動を展開する。

【利用イメージ】絵画教室、クラフト教室、大正琴教室、太極拳教室、書道教室、合気道教室、吹奏楽の練習、活動準備作業等

ファミリー・ちびっこゾーン

【利用・管理運営方針】高齢者、障害者を含め、子供の集まる空間、自由な活動を展開する。

【利用イメージ】子どもたちの自由遊び、秘密基地づくり、砂場遊び、木陰の集会場等

収穫ゾーン

【利用・管理運営方針】「食」や「花」をテーマとした活動を展開する。

【利用イメージ】野菜や果樹の栽培・収穫、花卉園芸ボランティア育成、各種の収穫イベント等

大芝生広場ゾーン

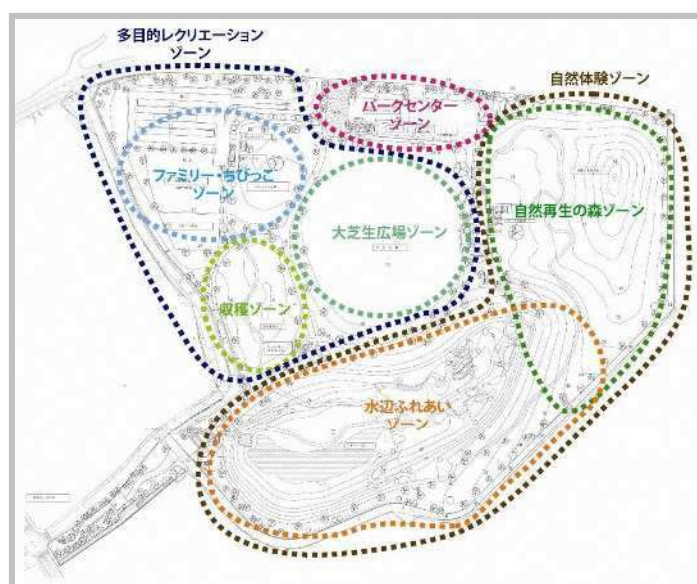
【利用・管理運営方針】広い面積を活かして集客性の高い活動を展開する。多様な利用を呼び込む。

【利用イメージ】熱気球フェスタ、はらっぱプラス（吹奏楽）、はらっぱマルシェ、緑化フェスティバル、ペットボトルロケット、凧揚げ大会、紙飛行機、校外学習、太極拳、グラウンドゴルフ、ノルディックウォーキング、星空観望会等

府民参画のための各種ボランティア育成

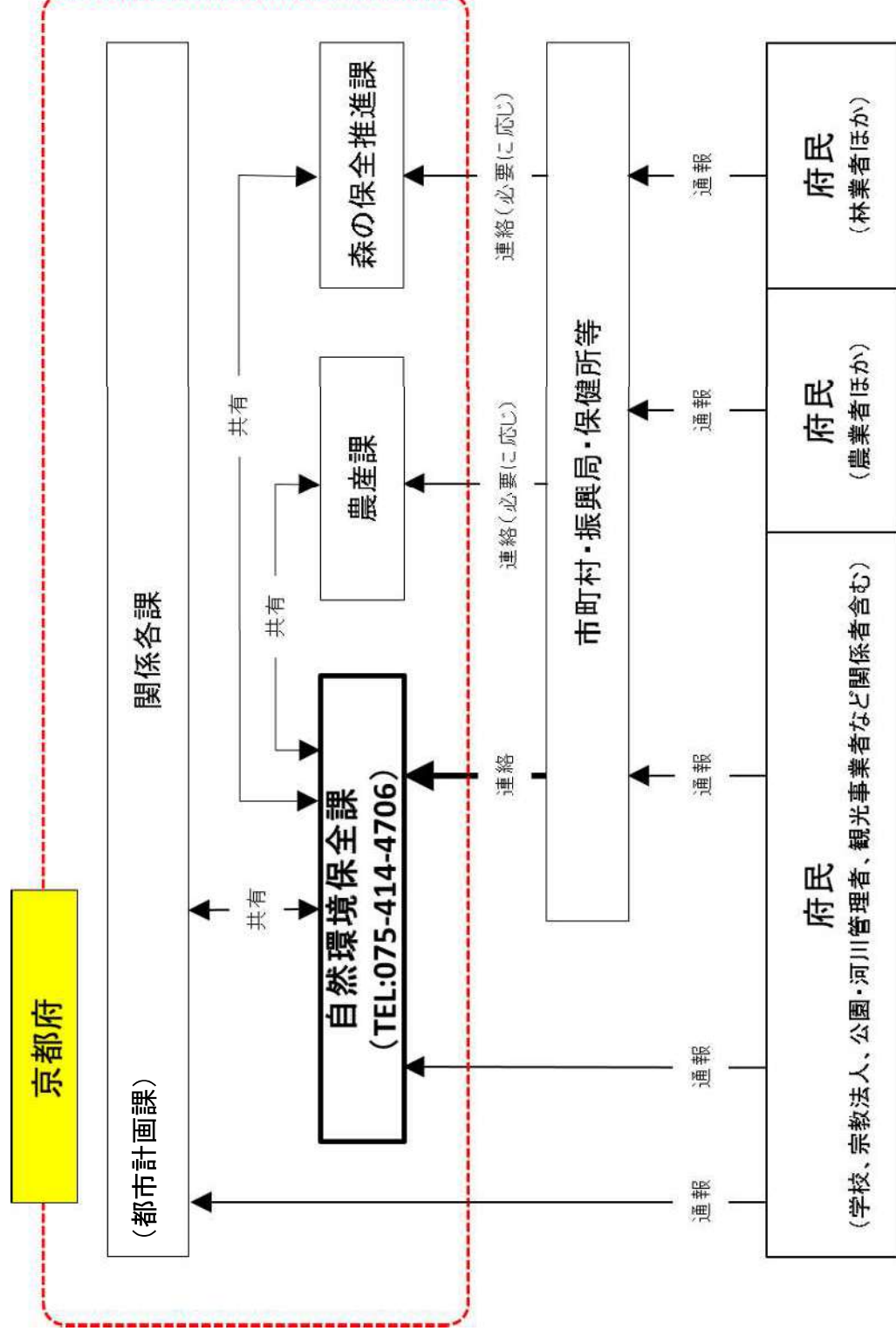
上記の活動を展開するための人材を育成し、確保する

幅広い公園パートナーの組織化、森守クラブ城陽の運営とサポート、キャンプカウンセラー（大学生ボランティア）の育成、花壇クラブの組織と育成、紙ヒコーキクラブの組織化と活動支援等



③ 特定外来生物防除業務等

クビアカツヤカミキリ被害発見時の連絡体制



④府立都市公園等におけるツキノワグマ対策
実施基準（案）

都市計画課が所管する府立都市公園等におけるツキノワグマ対策実施基準（案）

令和7年11月17日

水準・対策・制限解除	平 常 時	リスクレベル		
		第一段階 監視	第二段階 警戒	第三段階 特別警戒
危険度基準の定義	・通年	・公園周辺※(別紙、クマ警戒区域図参照)で目撃・新痕跡の発見があった時	・公園内で目撃・新痕跡の発見があった時又は公園周辺※(別紙、クマ警戒区域図参照)で人身被害が発生し、問題個体が捕獲されていない時	・公園内でクマによる人身被害又は危険問題行動(建物への侵入未遂など)があった時。
	担当者の動き	・都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・監視巡回(痕跡等の情報収集に努める) ・クマを誘因する可能性のあるゴミや果実等がある場合は除去 ・H P や各種SNSでの注意喚起 ・放送設備がある場合は、定期的に園内放送を実施	・都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・警戒巡回(車等により痕跡等の情報収集に努める) ・入口に閉鎖看板設置・周知(閉鎖不能な鴨川公園河川敷等は、警告看板を設置) ・H P と各種SNSで閉鎖を周知 ・公園所在地の関係市町役所、振興局、所管土木事務所、管轄警察へ連絡	・都市計画課へ速やかな報告、その他随時状況報告 ・警戒巡回(車等により痕跡等の情報収集に努める) ・入口に閉鎖看板設置・周知(閉鎖不能な鴨川公園河川敷等は、警告看板を設置) ・H P と各種SNSで閉鎖を周知 ・公園所在地の関係市町役所、振興局、所管土木事務所、管轄警察へ連絡 →問題個体の捕獲を検討
利用者への対応		・「〇〇で目撃情報あり」等との警告看板(チラシ)を入口ゲート及び目につく場所に設置 ・園内利用者へ注意喚起	【公園の閉鎖】 ・園内の利用者を屋内等へ一時避難 →安全を確保し退去を指示 ・施設利用の取りやめ・イベント中止にかかる手続き(予約者への連絡、返金(管理都合)等)	【公園の閉鎖】 ・園内の利用者を屋内等へ一時避難 →安全を確保し退去を指示 ・施設利用の取りやめ・イベント中止にかかる手続き(予約者への連絡、返金(管理都合)等)
	解除基準		目撃・新痕跡確認から起算して3日間程度 ■誘因物の除去、新たな目撃・新痕跡がない場合 ※同一箇所で新たな痕跡を発見した場合は、新痕跡とする。	被害発生から起算して7日間程度 ■専門家(所管部署等)の助言を参考に制限解除を検討し、都市計画課が決定

※公園周辺・・・公園から約500m前後に近接したエリアを指す。
※本件に関わる事案は、基本協定書のリスク分担表における「不可抗力(天災・事故・感染症等)による休館等による収支影響、施設等の損害復旧」に該当するため、費用負担については、必要に応じて、府と指定管理者で協議を行う。

